平成２３年（フ）第２２３号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目32番１―502号　ラークハイツ座間
債務者　金山　貴之
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２２５号
相模原市緑区青野原3627番地９
債務者　鬼屋敷　貢
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２４３号
相模原市南区南台２丁目９番６号ＹＦＣ南台102号、住民票上の住所相模原市南区南台２丁目７番14―201号
債務者　井上　恵美（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２４４号
神奈川県座間市東原３丁目５番６号　ハイツ中村102号
債務者　龍　まさみ
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２４６号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番15―1552号　座間東原共同住宅
債務者　内田　久雄
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２２３号
新潟市西区小針西２丁目12番19号
債務者　山川　朝子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３７号
京都市中京区壬生高樋町30番地９
債務者　湯浅　直子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６５６号
京都市南区八条内田町24番地５
債務者　中原加緒里（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７６７号
京都市伏見区深草森吉町９番地
債務者　柳　　ゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地８
債務者　土肥　健一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第２１号
山形県鶴岡市新海町26番16号
債務者　佐藤　賢一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第２７９号
神奈川県中郡大磯町国府本郷1143番地12
債務者　岩間　敏彦
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２５号
愛知県一宮市大和町毛受字宮東81番地　エクセランス一宮208号
債務者　落合　一裕
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３５９号
大阪府岸和田市加守町３丁目13番14―208号
債務者　橘　　大樹
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１１号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番39―401号
債務者　日髙　隆幸
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
大阪府貝塚市堀736番地８―30棟403号、前住所大阪府貝塚市東108番地10棟102号
債務者　片山　　薫
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
大阪府泉大津市二田町２丁目４番４号細川アーバンハイツＢ205
債務者　出口しのぶ
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
大阪府岸和田市南上町１丁目29番21号コスモハイツ岸田205号、前住所大阪府岸和田市下野町２丁目11番１―902号
債務者　新垣美代子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係